

視点

新たな労働運動基準原理

No.164 2002年8月

最近労働界以外の人との交流が増え、さまざまな人と歓談する機会に恵まれるようになった。こちらが連合の人間と知っているから遠慮なしに言ってくる。「労働組合はなにをしているのか」「労働組合が怒らなくなってどうするのか」というたぐいが多い。言外に「お前は、（あるいはお前たちは）やることをやっているのか」という叱責と怒りをこめている。この不況下で大勢の人が苦しんでいるのに、その怒りを代表すべき労働組合がちっとも怒っていない、というのが一般的な受け止め方だ。

どうも長く続いた労使協調の中で、労働組合は加速度的に怒りを表明する手段を忘れてしまったようだ。労働者あるいは庶民を苦しめ、ないがしろにする、経営者や権力に反発し、抵抗し、ときに闘う。それが労働組合の本来の使命だ。そのために憲法を始めとする法令で、労働組合の権利が特別に規定されている。経営参加や経営チェックはその次の問題だ。本来の使命を果たせないで、次の次元の活動がうまくいくとは思えない。「権利に眠る者は権利を失う」。厳正な法の論理である。民法では、他人の土地でも堂々と20年間使い、所有者が何も主張しなければ自分のものになる、と規定する。この論理に従って将来なし崩し的に「争議権がなくなる」ことを恐れる。

大手企業が平然と大量のリストラを続々と宣言した。ついこの間のことで今も続いている。そしてそのとおり雇用が縮減している。経営者は、不祥事件でもない限り、ほとんど責任をとっていない。どころか株価がこれを評価する。株価はともかく、こんなことの横行を放任して良いのだろうか。労働側は、一斉に声をあげてこのような経営者をたたくべきではないか。それが労働者の連帯ではないだろうか。それがなくして、世間が

労働組合を高く評価するだろうか。

労働組合が、中央レベルの活動で政策に最重点をおいてから久しくなる。「政策は連合、労働条件は産別」とされるが、現場に立脚した組織が、本来の使命を統一的意思の下で協働し、その過程と成果が社会的に認知される。その前提がなくして連合の政策提言は社会的影響力をもたない。単なる「お願い」に堕してしまう。連合の「政策・制度要求と提言」を仔細に見ると、法・制度を政府に要求する前に、本来自らの産業・企業において実現させるべき課題が沢山ある。とりわけ雇用・労働問題にかかわる事項は当然そうである。「労働組合がまず挑戦し、その成果を法で普及する」。この基本的な使命感が薄らいでしまっているといわざるをえない。

市場原理のグローバル化の中で、コーポレート・ガバナンスが急激に変化している。既存の労使関係も当然ゆらいでいる。相手が変わればこちらも変わらなければならない。わが国の生産性向上運動は、その成果を①雇用の拡大②労働条件の改善③消費者利益の向上に配分するとの労使合意にもとづいて展開されてきた。いまその合意が明らかに崩されかけている。新たな労働運動基準原理を用意する準備が怠れない。

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)